日本防犯設備協会　優良防犯機器認定制度

規　程

2008 年（平成 20 年）10 月 6 日　制定
　　年（平成　　年）　月　　日　改正

JSSA

社団法人　日本防犯設備協会

RBSS 規程：2008

優良防犯機器認定制度規程

本規程は、公益に資する制度として優良防犯機器認定制度(RBSS 制度)を定めるものである。

第１章　総則

（目的）

第１条　この規程は、社団法人 日本防犯設備協会（以下「協会」という）が行う優良防犯機器の認定に関し必要な事項を定めることにより、その開発及び普及を促進し、もって国民生活の安全と安心に寄与することを目的とする。

（定義）

第２条　この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

一　防犯機器　防犯のために供される機器であって､協会が調査研究対象とする機器をいう。

二　優良防犯機器　この規程に定めるところにより協会の認定を受けた防犯機器をいう。

三　資格審査基準　優良防犯機器の認定を受けようとする者（以下「申請者」という）が満たすべき水準として、協会が定める基準（以下「資格審査基準」という）をいう。

四　優良防犯機器認定基準　優良防犯機器が満たすべき水準として、協会が定める基準（以下「認定基準」という）をいう。

（認定の対象となる機器品目）

第３条　認定の対象となる機器品目は、日本国内において使用される防犯機器であって、防犯目的に照らして機能性能がそぐわない製品が流通しているために市場の混乱している機器品目で、認定を行うことにより、市場の混乱を是正することができ、かつ認定の対象となる機器品目とすることにより認定を受けた防犯機器が市場に広まり防犯効果の向上が図れ、もって国民生活の安全と安心に寄与することに相当の理由のあるものとする。

２　前項に定めるものの他、認定の対象となる機器品目の選定等に関して必要な事項は、優良防犯機器認定制度運用細則（以下「細則」という）に定める。

（社会的要請等への留意）

第４条　協会は、防犯機器における、技術革新、高度化、新製品、犯罪情勢、犯罪手口等の社会的要請の高まり等に常に留意し、的確な優良防犯機器の認定を行うものとする。

（優良防犯機器審議会）

第５条　協会は、優良防犯機器の認定について、社会のニーズに的確に対応したものとするとともにその公正な運用を図るため､優良防犯機器認定制度及びその運用のあり方について審議し、監視する優良防犯機器審議会（以下「審議会」という）を設置する。

２　審議会は、協会の諮問に応じて、次の事項を審議し答申する。

一　認定制度のあり方に関する事項

二　認定制度の運用に関する事項

三　認定制度の対象となる防犯機器の品目の選定に関する事項

四　その他認定制度及びその運用に関する重要事項

3　審議会は、国民生活の安全・安心に寄与することに関し、認定制度及びその運用について、協会に対して建議することができる。
4　審議会は、認定制度及びその運用について、監視し、協会に対して意見を述べるものとする。
5　審議会の定員は、５名以上とする。
6　協会は、国民生活の安全・安心に対し知見を有する者、防犯機器に関し学識経験を有する者、関係行政機関の職員及び防犯機器供給者の意見を代表する者のうちから、審議会の委員を委嘱する。
7　前６項に定めるものの他、審議会の運営等に関して必要な事項は細則に定める。

（優良防犯機器委員会）
第６条　協会は、資格審査基準の策定、認定基準の策定、認定のための諸制度等について意見を聴くため、優良防犯機器委員会（以下「RBSS 委員会」という）を設置する。
2　RBSS 委員会の定員は、7 名以上とする。
3　協会は、協会の会員会社及び防犯機器に関し知見を有する者のうちから、RBSS 委員会の委員を委嘱する。
4　前３項に定めるものの他、RBSS 委員会の運営等に関して必要な事項は細則に定める。

（審査会議）
第７条　協会は、資格審査基準及び認定基準（以下「認定基準等」という）に関する適合性の評価を行うため、RBSS 委員会の下に審査会議を設置する。
2　審査会議の定員は、４名以上とする。
3　協会は、RBSS 委員会の委員のうちから、審査会議の委員を委嘱する。
4　前３項に定めるものの他、審査会議の構成、運営等に関して必要な事項は細則に定める。

（判定会議）
第８条　協会は、審査会議による評価の結果を受け、認定に関する判定を行うため、RBSS 委員会の下に判定会議を設置する。
2　判定会議の定員は、４名以上とする。
3　協会は、RBSS 委員会の委員のうちから、判定会議の委員を委嘱する。
4　前３項に定めるものの他、判定会議の構成、運営等に関して必要な事項は細則に定める。

（優良防犯機器の普及等）
第９条　協会は、優良防犯機器認定制度及び優良防犯機器の周知を図るため、適切な広報等の措置を講ずるものとする。

第２章　認定

（認定の要件）
第１０条　優良防犯機器は、資格審査基準を満たす申請者の申請に係る防犯機器であって、認定基準に適合しなければならない。
2　前項の規定にかかわらず、運用代替手段を組み合わせることにより優良な防犯サービスを提供する場合の認定は、別に定めることができる。

（資格審査基準・認定基準）

第１１条　協会は、優良防犯機器の認定に先立って、あらかじめ前条の要件を満たすため、生産、販売、維持管理体制を明らかにした申請者に係る資格審査基準及び防犯機器の品目別に必要な機能・性能等を明らかにした優良防犯機器の認定基準を定めるものとする。

２　協会は、認定基準等について、特に防犯機能・防犯性能に係る事項を第４条の社会的要請等に鑑みて推奨し得る水準を要求事項として定める。

３　協会は、優良防犯機器が備える環境試験に係る事項（安全性及び環境試験などによる性能）ついては判定基準ガイドラインを設けるが、申請者の申告事項に基づくものとする。

４　協会は、前３項の規定により認定基準等及び判定基準ガイドラインを定めるときは、RBSS委員会の意見を聴くものとする。

５　協会は認定基準等を定めたときは、協会のホームページへの掲載により当該認定基準等の施行日を明示して公表を行うものとする。

６　前２項の規定は、認定基準等の改正及び廃止について準用する。

（認定の申請）

第１２条　優良防犯機器の認定の申請は、細則に定める書式書類により行うものとする。

２　認定は、申請者が協会に申請し、協会がこれを受諾することによる認定委託業務として行われる。

３　前項の規定による認定が行われた場合、申請者は、その認定結果が、認定委託業務関係として存続するものであることを認識し、この規程に定める認定を受けた者としての責務を果たさなければならない。

（評価・判定）

第１３条　協会は､認定基準等に対する適合性の評価については､審査会議に行わせるものとする。

２　審査会議は、防犯機器に係る専門的かつ技術的見地から、防犯機器の機能、性能、品質管理その他について、認定基準等に対する適合性の評価を行うものとする。

３　審査会議は、前項の評価の実施において必要と認める場合、資格実地評価、機器現品評価等を第三者機関に委託して行うことができる。この場合、協会は、第三者機関へ委託する旨をあらかじめ申請者に通知するものとする。

４　審査会議は、第２項の評価の結果について協会に書面をもって報告するものとする。

５　協会は、前項の審査会議による評価の結果に基づく認定基準等に対する適合性の判定については、判定会議に行わせるものとする。

６　判定会議は、防犯機器に係る専門的かつ技術的見地から、防犯機器の機能、性能、品質管理その他について、認定基準等に対する適合性の判定を行うものとする。

７　判定会議は、前項の判定の結果について協会に書面をもって報告するものとする。

８　前７項に定めるものの他、評価及び判定に関して必要な事項は細則に定める。

（認定）

第１４条　協会は、判定会議が認定基準等に適合すると判定した場合にはこれを優良防犯機器として認定するものとする。但し、第３５条の認定の取消しを受けた後相当の期間を経過しない申請者、防犯機器に関する場合は、この限りではない。

２　協会は、認定を行ったときは、申請者に対して通知し、優良防犯機器認定証を交付するも

のとする。この場合、当該優良防犯機器の認定日は、申請者に認定の通知を行った日とする。

3　協会は、認定を行ったときは、第２１条第１項、第２３条第５項、第３５条、第３６条に定める認定の有効期間の経過による失効、認定の取消し、認定の一時停止等の業務委託行為の中断がない限り、当該認定を受けた者に第１７条に定めるロゴ・マークの使用を許諾するものとする。

4　協会は、認定を行ったときは、規則で定めるところにより、その旨及び優良防犯機器認定証の記載内容を公表するものとする。

5　協会は、認定を行わなかった場合は、理由を明らかにして、その旨を当該申請者に通知するものとする。

6　前５項に定めるものの他、認定に関して必要な事項は細則に定める。

第３章　品質保証、維持管理に係るサービスの提供及び認定の表示

（品質保証等）

第１５条　認定を受けた者は、第１２条の申請書及び添付した書類に記載する当該優良防犯機器に係る瑕疵担保責任を負うものとする。

（維持管理に係るサービスの提供の維持）

第１６条　認定を受けた者は、第１２条の認定申請に当たって添付した書類に記載された維持管理に係るサービスの提供については、認定の変更、認定の有効期間の経過による失効、認定の取消し、当該防犯機器の供給中止その他の場合にあっても、当該防犯機器を製造する業界の慣例とする相当の期間においては、これを維持するものとする。

（優良防犯機器ロゴ・マーク）

第１７条　協会は、優良防犯機器のロゴ・マーク（以下「RBSS マーク」という）を定める。

2　認定を受けた者は、第１８条の規定に従い、RBSS マークを使用することができる。

（優良防犯機器に係る表示又は説明）

第１８条　認定を受けた者は、認定を受けた優良防犯機器に RBSS マークを表示することができる。

2　前項の表示は、優良防犯機器が設置された状態で RBSS マークが目につく位置に行うことを原則とする。

3　認定を受けた者は、消費者又は中間供給者の防犯機器の適切な選択に資するよう、当該優良防犯機器に係るカタログ、取扱説明書等の印刷物、電子情報媒体等において、当該防犯機器が優良防犯機器である旨を表示し、又は説明するものとする。

4　前項の表示又は説明に際しては、RBSS マークを用いることができる。

5　前４項に定めるものの他、表示又は説明に関して必要な事項は細則に定める。

（優良防犯機器の供給状況の報告）

第１９条　協会は、認定を受けた者に対して、優良防犯機器の供給状況について報告を求めることができる。

第４章　認定の維持、更新及び変更等

（認定の維持の確認）

第２０条　認定を受けた者は、定期的に、場合によっては不定期に、協会による認定の維持の確認を受けるものとする。

２　協会は、認定の維持の確認のため必要があると認めるときは、認定を受けた者に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又は調査を行うことができる。

３　協会は、前２項の当該認定の維持の確認をなしたときはその旨を、また、認定の維持をすることができないと判断したときは、認定の取消し又は認定の一時停止を行い、理由を付してその旨を、それぞれ認定を受けた者に通知するものとする。

（認定の有効期間及び更新）

第２１条　優良防犯機器の認定は､細則に定める機種品目別の有効期間の属する協会の会計年度（４月１日から翌年３月３１日まで）の末日までにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、当然にその効力を失うものとし、協会は、認定の取消しを行うものとする。

２　第１２条から第１４条までの規定は、前項に定める認定の更新の場合について準用する。

３　協会は、認定の更新を受けようとする者で、認定の条件その他に対する不適合があった場合には、当該不適合の是正を求めるとともに、是正措置の確認を行うものとする。

４　協会は、認定の更新をしたときは、細則に定めるところにより、これを公表するものとする。

５　前４項に定めるものの他、認定の更新に関して必要な事項は細則に定める。

（認定の変更）

第２２条　認定を受けた者で、第１２条に掲げる書類の記載事項で認定基準等に係るもののいずれかの事項の変更をしようとする者（以下「変更申請者」という）は、あらかじめ、協会の承認を受けるものとする。

２　認定を受けた者で、第１２条に掲げる書類の記載事項で認定基準等に係らないいずれかの事項を変更した申請者（以下「変更届出者」という)は、速やかにその旨を協会に届け出るものとする。

３　変更申請者は、細則に定める書式書類によって申請を行うものとする。この場合においては、第１３条の規定を準用する。

４　協会は、第１項の承認を行ったときは、その旨を変更申請者に通知し、細則に定めるところにより、これを公表するものとする。

５　協会は、第１項の承認を行わなかった場合は、理由を明らかにして、その旨を変更申請者に付して通知するものとする。

（事業承継による暫定認定）

第２３条　認定を受けた者が、当該認定に係る優良防犯機器の供給に係る事業の全てを譲渡したときは、その事業の全てを譲り受けた者（以下「承継者」という）は、暫定的にその認定（以下「暫定認定」という）を承継する。

２　承継者は、前項の承継を受けた後、速やかに前条第１項の規定による協会の承認を受けるものする。

３　暫定認定は、前項の協会の承認をもって認定に転ずるものとする。

4　協会は、承継に伴う前条第３項の規定による変更申請を受理したときは、当該優良防犯機器が暫定認定となったことを協会のホームページに掲載して公表するものとする。

5　暫定認定の期間は、承継の日から起算して１年間とし、それまでに協会の承認を受けなければ、その期間の経過によって、当然にその効力を失うものとし、協会は認定の取消しを行うものとする。

（暫定認定の効力）

第２４条　暫定認定の効力は、前条第５項に規定する有効期間を除き認定の効力と同一とする。

（優良防犯機器の供給の中止等）

第２５条　認定を受けた者は、認定を受けた品目及び型式の全部又は一部の市場に対する供給を中止し、又は休止しようとするときは、あらかじめ、その旨を協会に届け出るものとする。

2　協会は、前項の届出を受理した場合は、細則に定めるところにより、これを公表し、当該認定を取り消すものとする。

（優良防犯機器の性能等の向上のための指示）

第２６条

協会は、第１１条第５項に掲げる認定基準等の改正を実施する場合において、優良防犯機器の性能又は生産上の品質管理の向上のために特に必要があると認めるときは、認定を受けた者に対し、猶予期間を定めて、当該認定を受けた優良防犯機器の性能又は生産上の品質管理の向上のための措置を構ずることを指示することができる。

第５章　不具合、事故等への対応

（不具合、事故等に関する報告及び調査）

第２７条　認定を受けた者は、優良防犯機器に関する不具合、事故等（優良防犯機器としての主要な性能の確保に支障を生じさせるもの又は支障を生じさせる可能性のあるもの）が発生したことを知ったときは、すみやかに協会に報告するものとする。

2　協会は、前項に定める報告その他により優良防犯機器に関する不具合、事故等を知ったときは、当該不具合、事故等の実情を把握するために、認定を受けた申請者に対し報告若しくは資料の提出を指示し、又は検査を実施することにより、調査を行うことができるものとする。

（暫定措置の実施の要請）

第２８条　協会は、必要に応じて、前条第２項により知った不具合、事故等に係る優良防犯機器について、認定を受けた者に対して、当該優良防犯機器の供給の休止その他の重大な事故等になることを回避するために緊急対応措置等の暫定措置を講ずるよう要請することができる。この場合、当該要請を受けた者は、当該要請を受け入れられない合理的理由のない限り速やかに応ずるものとする。

2　当該要請を受けた者は、暫定措置の実施状況について直ちに協会に報告しなければならない。

（是正のための措置の指示）

第２９条　協会は、第２７条２項に定める調査の結果、当該不具合、事故等が、同一原因による更なる不具合、事故等の可能性があり、かつ、優良防犯機器としての主要な性能の確保に支障を生じさせると判断される場合で、今後供給する当該優良防犯機器（以下「供給予定品」といい、供給を休止している場合も含む）及び既に供給した当該優良防犯機器（以下「既供給品」という）について、適切な改良又は修理に係る必要な措置を講じていないときは、当該認定を受けた者に対して、供給予定品又は既供給品のそれぞれに係る是正のための措置（以下「是正措置」という）の実施を指示するものとする。

２　協会は、前項により、供給予定品について是正措置の実施を要請したときは、必要に応じ、期限を定めて当該優良防犯機器の認定を一時停止することができる。この場合、あわせて当該優良防犯機器の供給休止を指示することができる。

３　当該指示を受けた者は、是正措置の実施状況について協会に報告しなければならない。

（不具合、事故等の公表）

第３０条　協会は、前条第１項の不具合、事故等が、次のいずれかに該当する場合は、すみやかに協会ホームページにおいて当該不具合、事故等及び対応の状況について公表するものとする。

一　供給予定品に係る不具合、事故等で、次のいずれかに該当する場合

イ　前条第１項の要請に従わないと認められる場合の不具合、事故等

ロ　前条第２項に定める認定の一時停止に係る不具合、事故等

二　既供給品に係る不具合、事故等で、次のいずれかに該当する場合

イ　前条第１項に定める是正措置の実施の指示に係る不具合、事故等

ロ　所要の対策を行う上で既供給品の納品先を特定できないことから、当該認定を受けた者において公表する場合

第６章　苦情等への対応

（苦情等への対応等）

第３１条　協会は、消費者、中間供給者その他の者から寄せられる防犯優良機器の認定その他の事項に関する苦情、相談、問い合わせ等（以下「苦情等」という）について、適切に記録及び整理を行うとともに、明らかに具体的対応が不要であるものを除き、当該苦情等に係る認定を受けた者へ適切な対応措置を要請するものとする。

２　認定を受けた者は、前項の適切な対応措置の要請を受けたときは、合理的理由のない限り、当該苦情等の相手先に対して誠実に対応するものとし、その措置・対応を協会へ報告しなければならない。

３　協会は、受け付けた苦情等が、優良防犯機器の不具合、事故等に該当する場合には、すみやかに、第２７条から第３０条に定める必要な措置を講ずるとともに、当該苦情の相手先又は当該優良防犯機器に係る認定を受けた者に対して必要な対応又は通知を適切に行うものとする。

（異議申し立てへの対応等）

第３２条　協会は、苦情等を寄せた者から、前条第２項に定める対応等又はその結果について異議申し立てがあった場合には、当該異議申し立てに関する必要な調査を行い、必要に応じて、

当該異議申立人に対する対応その他の所要の措置を適切に講ずるものとする。

2　協会は、前項に定める以外の異議申し立てについて、当該優良防犯機器の認定を受けた者に対し、所要の措置を適切に講ずるよう要請するものとする。

第７章　調査及び要請、認定の取消し等

（協会による調査及び指示）

第３３条　協会は､認定､優良防犯機器である旨の表示その他に関連し必要があると認めるときは、認定を受けた者に対し、報告若しくは資料の提出を要請し、又は検査を実施することにより、調査を行うことができる。

2　協会は､前項の調査の結果を踏まえ､必要があると認めるときは､認定を受けた者に対し、是正のための措置の実施を要請できる。

3　協会は、必要があると認めるときは、認定を受けた者に対し、第１項の調査に係る事実及び経緯並びに前項の措置の内容について公表することを要請できる。

4　前項の公表が行われない場合又は特に必要があると認めるときは、協会は第１項の調査の結果並びに第２項の措置の内容及び実施状況を公表することができる。

（勧告等）

第３４条　協会は､認定､優良防犯機器である旨の表示その他に関連し必要があると認めるときは、認定を受けた者に対し必要な勧告又は要請を行うことができる。

2　協会は、前項の規定による勧告又は要請をなした場合において、必要があるときは、その旨を公表することができる。

（認定の取消し）

第３５条　協会は、認定を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、その認定を取り消すことができる。

一　偽りその他不正の手段により認定を受けたことが判明したとき

二　認定を受けた優良防犯機器を２年以上供給していないとき

三　第２０条第２項の認定の維持の確認のための調査、第２７条第２項に定める不具合、事故等に関する調査又は第３３条第１項の調査を拒んだとき

四　第２９条第１項に定める是正のための指示又は第３３条第２項の要請に従わなかったとき

五　第３１条第１項に定める苦情等への対応のための要請を拒んだとき

六　第３９条の制度運営のための料金を協会に納入しないとき

七　破産し復権を得ていないことが判明したとき

八　認定の申請の内容と著しく異なる防犯機器を優良防犯機器として供給する等その業務に関し不誠実な行為をなしたことが判明したとき

九　その他この規程に明らかに違反したとき

十　消費者の利益を保護するために特に必要あるとき

2　前項の認定の取消しにあたって、協会は、必要な場合は RBSS 委員会の意見を聴くことができる。

3　協会は、第１項の規定により認定を取消したときは、その旨を当該認定を受けた者に通知するとともに、細則で定めるところにより、これを公表するものとする。

4　前項の通知を受けた者は、第１４条第２項の優良防犯機器認定証を協会に返却するとともに、当該防犯機器の優良防犯機器としての市場に対する供給を中止するものとする。

5　協会は、第１項第１号の偽りその他不正の手段で認定を受けた者により、信用を害されたときは、当該認定を受けた者に対し、認定の取消しに代え、又は認定の取消しとともに、損害の賠償、信用回復その他必要な措置を請求することができる。

（認定の一時停止）

第３６条　協会は、認定を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、期限を定めてその認定の全部又は一部を一時停止することができる。

一　偽りその他不正の手段により認定を受けたおそれがあるとき

二　第２０条第２項の認定の維持の確認のための調査、第２７条第２項に定める不具合、事故等に関する調査又は第３３条第１項の調査を拒んだとき

三　第２９条第１項に定める是正のための指示又は第３３条第２項の要請を受けたとき

四　第３１条第１項に定める苦情等への対応のための要請を拒んだとき

五　破産し復権を得ていないことが判明したとき

六　認定の申請の内容と著しく異なる防犯機器を供給する等その業務に関し不誠実な行為をなしたおそれがあるとき

七　その他この規程に明らかに違反したとき

八　消費者の利益を保護するために緊急の必要があるとき

2　前条第２項から第５項までの規定は、前項に定める認定の一時停止について準用する。

第８章　雑則

（協会の守秘義務）

第３７条　協会は､認定制度の運営中に知り得た秘密を漏らし､又は目的外に使用してはならない。

2　前項の規定は、協会の所轄官庁の指示又は命令によるときは、この限りでない。

（協会の責務）

第３８条　協会は、認定制度の運営に関して、責任を負うものとする。

（制度運営のための料金）

第３９条　次の各号に掲げる者は、協会が別に定める額を、協会に納入するものとする。

一　申請者（認定の更新を受けようとしている者を含む）

二　変更申請者及び変更届出者並びにシリーズ品申請者

三　認定を受けた者

2　協会は、第１３条第３項に定める第三者機関への委託に係る費用について、これを申請者に実費請求できるものとする。

3　前２項の認定制度の運営のための料金の納入時期・方法などの必要な事項については、細則で定める。

（相手先商標製品製造による防犯機器に係る特例）

第４０条　相手先商標製品製造による防犯機器に係るこの規程の適用については、細則で定めるところによる。

（業務の実施）

第４１条　協会は、この規程に定めるものの他、認定業務の実施に必要な事項について、細則で定めるものとする。

（規程の改正）

第４２条　協会は、この規程を改正するときは、運営幹事会で協議をした後、理事会の承認を得るものとする。

附則

（施行日）

第１条　この規程は、平成２０年１０月６日から施行する。

日本防犯設備協会　優良防犯機器認定制度

運 用 細 則

2008 年（平成 20 年）10 月 6 日　制定
　　年（平成　　年）　月　　日　改正

JSSA

社団法人 日本防犯設備協会

RBSS 運用細則：2008

優良防犯機器認定制度運用細則

第１章　総則

（通則）

第１条　この細則は、優良防犯機器認定制度規程（以下「規程」という）に基づき、社団法人日本防犯設備協会（以下「協会」という）が行う優良防犯機器の認定（以下「認定」という）に係る制度の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（ワーキンググループの設置）

第２条　規程第６条第１項に規定する RBSS 委員会には、必要に応じて、各種防犯機器の認定基準の作成等を行うワーキンググループを設置することができる。

（委員の委嘱）

第３条　規程第５条第１項に規定する審議会、規程第６条第１項に規定する RBSS 委員会、規程第７条第１項に規定する審査会議及び規程第８条第１項に規定する判定会議（以下「委員会等」という）の委員は、協会が本人の承諾を得て委嘱する。但し、必要がある場合は、本人の属する組織の所属長の承諾も併せて得ることとする。

（委員の任期）

第４条　審議会の委員の任期は、１年以内とし、再任を妨げない。

２　前項の審議会の委員が欠員になったために補充される委員の任期は、前任者の残任期間とする。

３　RBSS 委員会、審査会議及び判定会議の委員の任期は、特に定めない。

（委員の費用負担）

第５条　委員会等の委員が委員会等の活動のために要する交通費、出張費等の費用は、委員が属する組織又は委員個人の負担とすることを基本とする。

（委員の謝金）

第６条　委員会等の委員が審査会議又は判定会議に出席するとき、当該委員の活動に対して、協会は、謝金を支給することができる。

２　謝金の支給については、協会が別に定めるところによる。

（委員の守秘義務）

第７条　委員会等の委員は、委員会等の活動中等に知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

（会長、委員長及び議長の指名等）

第８条　審議会の会長及び RBSS 委員会の委員長は、審議会及び RBSS 委員会の委員のうちからそれぞれ協会が指名する。

２　審査会議の議長及び判定会議の議長は、審査会議及び判定会議のうちからそれぞれ互選で

決定する。

3　前２項の会長、委員長及び議長は、当該委員会等を主催する。

4　協会は、審議会の会長及び RBSS 委員会の委員長と協議の上、当該委員会等の委員のうちから副委員長を指名することができる。

（ワーキンググループ委員の指名等）

第９条　ワーキンググループを設けるときは、RBSS 委員会の委員長と協議の上、協会がワーキンググループの委員を指名する。

2　ワーキンググループの主査は、RBSS 委員会の委員長と協議の上、協会が指名する。

3　第７条の守秘義務は、ワーキンググループの委員について準用する。

（委員会等の招集）

第１０条　審議会は、協会が招集する。協会は、前年度の１月までに日程を定め、原則としてその日程に従って招集するものとする。但し、協会は、業務の遂行に関し、必要のある場合は、審議会の会長と協議の上、審議会を招集できるものとする。

2　RBSS 委員会及びワーキンググループは､RBSS 委員会の委員長が必要に応じて招集するものとする。但し、協会は、業務の遂行に関し、必要のある場合は、RBSS 委員会の委員長に対して、RBSS 委員会及びワーキンググループの招集を要請できるものとする。

3　審査会議及び判定会議は、RBSS 委員会の委員長が招集する。RBSS 委員会は、前年度の１月までに日程を定め、原則としてその日程に従って招集するものとする。但し、協会は、業務の遂行に関し、必要のある場合は、RBSS 委員会の委員長に対して、審査会議及び判定会議の招集を要請できるものとする。

（審議会の運営）

第１１条　審議会は、定員の過半数の出席をもって成立する。

2　審議会の議事については、要旨を作成し、審議会の会長の承認を得てこれを保存する。

（RBSS 委員会の運営）

第１２条　RBSS 委員会は、定員の過半数の出席をもって成立する。但し、あらかじめ RBSS 委員会の委員長に議決を委任した者は出席者とみなす。

2　RBSS 委員会が議決する場合は、出席した委員（専門委員を含む）の過半数で決し、可否同数のときは RBSS 委員会の委員長が決するところによる。

3　協会は、業務の遂行に関し、必要のある場合は、RBSS 委員会の委員長と協議の上、作業の一部を外部に委託し、又は臨時に委員（以下「専門委員」という）の出席を求めることができる。

4　前項の専門委員は協会が委嘱する。

5　RBSS 委員会の議事については、要旨を作成し、RBSS 委員会の委員長の承認を得てこれを保存する。

（審査会議の運営）

第１３条　審査会議は、４名以上の審査会議の委員の出席をもって成立する。

2　審査会議には、審議会の会長が指名した審議会の委員又は当該委員が指名した代理人１名が出席することができる。審査会議に出席した審議会の委員（代理人を指名した場合を含む）

は、当該審査会議における規程、細則、認定基準等の運用状況等を審議会に報告するものとする。

3　審査会議に出席する委員（第１２条第３項の専門委員を含む）は、当該委員が属する事業者等が申請した防犯機器の評価に係る作業、議決その他一切の業務について、参加することができない。

4　審査会議が議決する場合は、出席した委員（専門委員を含むが、審議会の委員及び代理人は含まない）の過半数で決し、可否同数のときは決しないものとする。

5　協会は、業務の遂行に関し、必要のある場合は、審査会議の議長と協議の上、作業の一部を外部に委託することができる。

6　審査会議は、評価の的確な実施に関し必要があると認めるときは、申請者に対し、追加資料の提出を求め、又は追加資料の提出とともに、実地調査、実機調査その他必要な調査を行うことができる。

7　審査会議の議事については、要旨を作成し、議長の承認を得てこれを保存する。

（判定会議の運営）

第１４条　判定会議は、４名以上の判定会議の委員の出席をもって成立する。

2　判定会議には、審議会の会長が指名した審議会の委員又は当該委員が指名した代理人１名が出席することができる。判定会議に出席した審議会の委員（代理人を指名した場合を含む）は、当該判定会議における規程、細則、認定基準等の運用状況等を審議会に報告するものとする。

3　判定会議に出席する委員（第１３条第３項の専門委員を含む）は、当該委員が属する事業者等が申請した防犯機器の判定に係る作業、議決その他一切の業務について、参加することができない

4　判定会議が議決する場合は、出席した委員（専門委員を含むが、審議会の委員及び代理人は含まない）の過半数で決し、可否同数のときは議長が決するところによる。

5　判定会議は、規程第１３条第２項に基づき審査会議が行った認定基準等に対する適合性の評価の結果に疑義があるときは、意見を付して審査会議に再評価の実施を求めることができる。

6　協会は、業務の遂行に関し、必要のある場合は、判定会議の議長と協議の上、作業の一部を外部に委託することができる。

7　判定会議の議事については、要旨を作成し、議長の承認を得てこれを保存する。

（優良防犯機器の広報等）

第１５条　規程第９条に基づく広報等の措置は、次に掲げる方法により行うものとする。

一　認定を受けようとする者、認定を受けた者及び優良防犯機器を利用する者に対する優良防犯機器認定制度並びに優良防犯機器に関する情報提供

二　刊行物等への掲載

三　その他適当と認められるもの

第２章　認定

（認定の対象となる機器品目の選定）

第１６条　協会は、優良防犯機器の認定の対象となる機器品目の選定に当たっては、RBSS 委員会に

審議を依頼し、審議結果を優良防犯機器審議会に諮問する。優良防犯機器審議会は、審議結果を運営幹事会に答申し、運営幹事会は、答申内容を協議の上、出席者全員の合意をもって理事会へ上程する。協会は、理事会へ上程された事項について、理事会の承認を得たときは、優良防犯機器の認定の対象となる機器品目とすることができる。

2　優良防犯機器の認定の対象となる機器品目の選定の尺度は、次の各号の全てを満足するものとする。

一　規程第３条第１項に規定する認定の対象となる機器品目であること

二　認定制度と目的を同じくする先行制度がある場合、当該先行制度と認定制度との関係が明確であり、その関係において認定制度による認定が社会的意義を有すること

三　優良防犯機器の普及を確実に成し遂げるため、機器のライフサイクル（機器の原材料の調達から製造、使用及び廃棄に至る生涯）において、他業種と市場が重なる場合、当該他業種と十分に協議し、協力が得られること

（認定基準等の改正）

第１７条　協会は、防犯機器における技術革新、高度化、新製品、犯罪情勢、犯罪手口等により、認定基準が社会的要請にそぐわない等、改正の必要があると認めたときは、改正の検討をRBSS 委員会に依頼し、認定基準を改正することができる。

2　協会は、認定を受けた者の生産、販売、維持管理に関する引用規格の変更等があり、資格審査基準を改正する必要があると認めたときは、改正の検討を RBSS 委員会に依頼し、資格審査基準を改正することができる。

3　協会は、各防犯機器の認定基準について、当該防犯機器の製造若しくは供給の終了、又は他の機器・装置の代用により当該防犯機器の社会的要請が薄れたと判断した場合、廃止の検討を RBSS 委員会に依頼し、当該認定基準を廃止することができる。

（申請書）

第１８条　規程第１２条第１項の規定に基づく認定の申請は、本条第２項第一号乃至第四号の優良防犯機器認定申請書等により行う。

2　規程第１２条第１項、規程第２１条第１項、規程第２２条第１項及び第２項並びに規程第２３条第２項に基づく書式書類は、次に掲げるものとする。

一　優良防犯機器（新規）認定申請書（別記様式第１号）

二　優良防犯機器　認定申請書（OEM 機器供給先申請）（別記様式第２号）

三　優良防犯機器　認定申請書（OEM 機器供給元申請）（別記様式第３－１号）
　　誓約書（別記様式第３－２号）
　　代行申請合意書（別記様式第３－３号）

四　優良防犯機器（シリーズ）認定申請書（別記様式第４号）

五　優良防犯機器（資格変更）認定申請書（別記様式第５－２号）
　　生産拠点変更の場合は前第１号の書類を必須とする。

六　優良防犯機器（機器変更）認定申請書（別記様式第５－１号）

七　優良防犯機器（更新）認定申請書（別記様式第６号）

八　優良防犯機器　軽微変更届け（別記様式第７号）

九　優良防犯機器　供給中止・休止申請書（別記様式１９号）

（優良防犯機器認定証）

第１９条　規程第１４条第２項の優良防犯機器認定証には、当該認定を受けた者の名称及び当該認定を受けた防犯機器の認定番号、品目、名称、型式、その他機器を特定する情報並びに当該認定の有効期間を記載するものとする。

２　協会は、前項の規定により記載する事項を協会の管理するデータベースに登録し、管理するものとする。

３　協会は、認定を受けた者が優良防犯機器認定証を紛失した等の事由により当該認定証の再発行を請求した場合において、当該認定証を再発行するものとする。

４　前項の請求をした者は、再発行に要する費用として協会が別に定める額を協会に納入しなければならない。

（認定の公表等）

第２０条　規程第１４条第２項（規程第２１条第２項により準用して適用される場合を含む）の規定による公表は、認定を受けた者の名称及び認定を受けた防犯機器の認定番号、品目、名称並びに型式（以下「認定番号等」という）を協会のホームページに掲載することにより行うものとする。

（認定証明書の発行等）

第２１条　協会は、認定を受けた者からの請求に応じ、認定を受けた防犯機器にかかる証明を行うことができる。

２　前項の証明は、認定番号等について、優良防犯機器認定証明書を発行して行う。

３　第１項の請求をした申請者は、証明に要する費用として協会が別に定める額を協会に納入しなければならない。

第３章　品質保証、維持管理に係るサービスの提供及び認定の表示

（優良防犯機器の表示）

第２２条　規程第１７条第１項に規定する RBSS マーク及び当該マークの種類並びに色等は別に定める RBSS マーク運用基準による。

２　認定を受けた者の優良防犯機器に対する RBSS マークの使用料は、規程第３９条第１項に規定する料金に含まれるものとする。

３　協会は、RBSS マークの表示とともに文章表現において、著しく認定制度とかけ離れた又は消費者の誤解を招く表現があったときは、是正を指示できる。

４　認定を受けた者は、規程第２１条第１項の規定による認定の失効に伴う認定の取消しがあった場合には、当該認定の取消しの日から１ヶ月以内に RBSS マークを使用している全ての媒体から RBSS マークを削除しなければならない。但し、認定の取消しの日の前に出荷した優良防犯機器の製品本体、梱包、カタログに使用した RBSS マークについては、この限りではない。

５　認定を受けた者は、規程第３５条の規定により協会から認定の取消しを受けた場合には、当該認定の取消しの日から１ヶ月以内に RBSS マークを使用している全ての媒体から RBSS マークを消去し、又は回収しなければならない。

６　前５項に定めるものの他、RBSS マークの利用に関する事項は RBSS マーク運用基準に定める。

（使用状況等の報告及び調査）

第２３条　協会は、RBSS マークの使用に関し、必要がある場合は、その媒体や数量等について認定を受けた者に報告を求めることができる。

２　協会は、RBSS マークの表示が適正に行われているか、表示の実施に係る管理体制も含めその状況を調査することができる。

（是正措置）

第２４条　協会は、第２２条各項の規定に加え、RBSS マークの表示について、不正な行為等が認められる場合には、表示の中止等の是正を指示できる。

第４章　認定の維持、更新及び変更等

（認定の維持の確認）

第２５条　規程第２０条第１項の確認は、認定又はその更新を受けた翌年度から毎年度１回行うものとする。但し、認定又はその更新を受けた日から起算して第２６条第５項に規定する認定の有効期間を経過した日の属する協会の会計年度（４月１日から翌３月３１日まで）には、確認を行わないものとする。

（認定の有効期間及び更新等）

第２６条　規程第２１条第１項の更新の申請は、第１８条第２項第七号の書式書類を協会へ提出することで行うものとする。

２　協会は、規程第２１条第１項及び規程第２３条第５項の規定により認定の効力を失った防犯機器があるときは、第２０条に掲げる方法で、認定を受けた者の名称及び認定番号等を公表するものとする。

３　協会は、前項の規定により公表する事項を協会の管理するデータベースに登録し、管理するものとする。

４　規程第２１条第４項の規定による公表は、第２０条に掲げる方法で行うものとする。

５　認定の有効期間は、当該機器品目のライフサイクル等を勘案して、次の各号に定める期間とする。

一　品目「防犯カメラ」及び「デジタルレコーダ」５年

（認定の変更）

第２７条　規程第２２条第１項の変更申請は、第１８条第２項第五号及び／又は第六号の書式書類を協会へ提出することで行うものとする。

一　資格審査基準に係る変更申請は、第１８条第２項第五号の書式書類

二　認定基準に係る変更申請は、第１８条第２項第六号の書式書類

２　規程第２２条第４項の規定による公表は、第２０条に掲げる方法で行うものとする。

３　規程第２２条第２項の変更届出は、第１８条第２項第八号の書式書類を協会へ提出で行うものとする。

（供給の中止等）

第２８条　規程第２５条第１項に規定する供給の中止等の届出は、第１８条第２項第九号の書式書

類に、アフターサービス体制を明記した書類を添付して行うものとする。

2　規程第２５条第２項の規定による公表は、第２０条に掲げる方法で行うものとする。

3　協会は、前項の規定により公表する事項を協会の管理するデータベースに登録し、管理するものとする。

第５章　不具合、事故等への対応等

（暫定措置等の実施状況の報告）

第２９条　規程第２８条第２項に規定する暫定措置及び規程２９条第３項に規定する是正措置の実施状況についての協会への報告は、協会の要請に従って行うものとする。

第６章　苦情等への対応

（苦情等対応窓口の公表）

第３０条　協会は、消費者、中間供給者その他の者から寄せられる優良防犯機器に関する苦情等について、消費者、中間供給者その他の者が当該優良防犯機器の認定を受けた者に対し、円滑かつ適切に苦情の申し入れができるよう、認定を受けた者の苦情対応窓口を公表する。

第７章　調査及び要請、認定の取消し等

（認定の取消し等）

第３１条　規程３５条第３項の公表は、認定を取消した日又は一時停止した日、取消し又は一時停止に係る認定を受けた者の名称、認定番号等及びその理由について、第２０条に掲げる方法で公表するものとする。

2　協会は、規程第３６条第１項による認定の一時停止を解除したときは、一時停止を解除した日、一時停止の解除に係る認定を受けた者の名称及び認定番号等について、第２０条に掲げる方法で公表するものとする。

第８章　雑則

（制度運営のための料金の徴収方法等）

第３２条　規程第３９条第１項各号、第１９条第４項及び第２１条第３項の料金については、協会が別に定めるものとする。

2　規程第３９条第１項各号及び第２項、第１９条第４項並びに第２１条第３項の料金の納入は、協会が指定する期日までに、指定の金融機関への振込みにより行うものとする。

3　認定手続きの途中で申請者が認定申請を取下げた場合若しくは認定基準等に適合せず協会が認定を行わないと決定した場合にあっても、既に振り込まれた料金は原則として返却しない。

（細則の改正）

第３３条　協会は、この細則を改正するときは、RBSS 委員会で協議をした後、運営幹事会の承認を得るものとする。

附則

第１条　この細則は、平成２０年１０月６日から施行する。

日本防犯設備協会　優良防犯機器認定制度

RBSS マーク運用基準

2008 年（平成 20 年）10 月 6 日　制定
2009 年（平成 21 年） 4 月 9 日　改正

JSSA

社団法人 日本防犯設備協会

RBSS マーク運用基準：2009

RBSS マーク運用基準

１．RBSS マークはモノクロ、カラー、２つのヴァージョンを制定し、本運用基準に則って運用する。（「RBSS ロゴ・マーク基本デザイン」に基づく）

２．RBSS マークは優良防犯機器として認定されたとき、当該認定の申請者が使用できるものとする。

３．本運用基準の適用媒体は、以下のものとする。
- 広告
- 製品本体
- 製品梱包
- パンフレット
- ちらし
- カタログ
- ニュースリリース
- ウェブサイト
- その他販促資料

４．認定を受けた者は認定を受けた者の責任において、本運用基準を遵守することを前提に、販売子会社、販売代理店等に RBSS マークを使用させることができる。

５．RBSS マークは制定されたサイズ、色、アイソレーションエリア等を変更してはならない（別紙「RBSS マーク基本デザイン」参照）。但し、RBSS マークを目立たせることを考慮して以下の（2）、（3）、（4）の 3 点を定める。

（１）RBSS マークを印刷物に使用する際、統一表現として以下の文章を説明表記として用いなければならない。

「RBSS マークは（社）日本防犯設備協会が優良な防犯機器として認定した製品に使用許諾した優良防犯機器認定マークです」

（２）モノクロの RBSS マークを適用媒体に使用する場合、RBSS マークの黒字部分を生かすことができる範囲でその地色（地色とは単一色を意味する）をそのまま使用できる。また地色が濃く、RBSS マークが目立たなくなる場合等、反転して使用してもよい。

（３）カラーの RBSS マークを適用媒体に使用する場合、地色との調和（バランス）などの関係で RBSS マークを目立たせることができる際には、地色（地色とは単一色を意味する）をそのまま使用できる。

（４）RBSS マークを適用する製品本体に貼付する場合、前（2）、（3）と矛盾しないことを前提にアイソレーションのエリアはそのままとして、そのエリアを透明にして使用できる。

６．認定を受けた者は、規程第２０条に規定する認定が失効した場合には、当該認定の失効のあった日から 1 ヶ月以内に RBSS マークを使用している全ての媒体から RBSS マークを削除しなければならない。但し、認定の失効又は取り下げをした日の前に出荷した優良防犯機器の本体、梱包、カタログに使用した RBSS マークについてはこのかぎりではない。

７．認定を受けた者は、規程第３５条に規定する認定の取り消しをした場合には、当該認定の取り消しの日から 1 ヶ月以内に RBSS マークを使用している全ての媒体から RBSS マークを消去し、または回収しなければならない。

８．RBSS マークの使用に際しての記述等については以下のように定める。

・RBSS マークに関する記述はすべて正確かつ完全であること。（優良防犯機器認定制度規程文言を参照）

・RBSS マークは認定された優良防犯機器申請者の使用する文具、名刺等、製品と無関係なところで使用してはならない。

・ウェブサイトに RBSS マークを使用する場合は、ウェブサイトの閲覧者がはっきり、どの製品が認定を受けた製品であるかわかるように配慮して掲載しなければならない。但し、優良防犯機器認定制度を説明する中で使用することは可能である。

・認定の格、程度等を示唆するような記述をしてはならない。

・RBSS マークに関する文言は、消費者等が容易に認識でき、読むことのできるほどの大きさにすること。

９．認定されていない製品に RBSS マークを使用してはならない。

１０．RBSS マーク基本デザインを別紙「RBSS **ロゴマーク基本デザイン**」に定める。

以上

【改訂履歴】改正・改訂・追加・訂正・削除などの履歴

(1)　2009.4.9 改正

・RBSS マーク運用基準を一部改正し、更に 5.（4）項として製品本体に透明シールの貼付について追記した。その他、「RBSS ロゴマーク基本デザイン」4 項に、前述に関する注意事項を追記した。

日本防犯設備協会　優良防犯機器認定制度

申請種類と料金体系

2008 年（平成 20 年）10 月 6 日　制定
2009 年（平成 21 年） 4 月 9 日　改正

SSA

社団法人 日本防犯設備協会

RBSS 申請種類と料金：2009

優良防犯機器認定制度 申請種類と料金体系

１．申請の種類

（１）新規申請（OEM 関連を除く）

①申請者の資格審査も機器の申請も新規の場合

②申請者の資格審査は済んでおり、機器の申請のみ新規の場合

③異なる点が「色違い」のみの場合

主型式が同一であれば､複数型式の機器を１機種として､代表色型式で申請可能です。但し、同時申請に限定します。同時申請でなく、後日申請する場合は「シリーズ申請」をお願いします。

（２）シリーズ申請（OEM 関連も同様）

・申請者の資格審査は済んでおり、認定された機器と「技術報告書及び関連資料」内容の一部が異なるが明らかにシリーズ性がある機器の新規申請の場合

シリーズ性があると認められるものは下記に規定します。

①防犯カメラ

イ　レンズ違い

ロ　ドーム違い（ドーム型カメラの場合のみ）

ハ　電源違い

②デジタルレコーダ

イ　ハードディスク容量違い

ロ　入力チャンネル違い

（３）変更申請

①資格審査時の申請書類内容が変更になった場合

申請内容により追加的な変更内容と認められる場合の審査料金を新たに設定しました。

②認定された機器の申請時の「技術報告書及び関係書類」の内容が変更になる場合

③防犯カメラにおける「交換レンズ」、デジタルレコーダにおける「外付け HDD」などの変更の場合

追加変更という観点から、審査料金を新たに設定しました。

（４）OEM 関連申請

①OEM 元が OEM 先に代って申請する場合

②OEM 受け入れ申請者が申請する場合

③OEM 製品が認定機器とシリーズの場合（OEM 元の製品とシリーズでも可）

④輸入代理店など、製造・販売が別個になっている場合

⑤OEM 関連で資格審査は適合しているが、新たに自社工場の資格申請する場合

（5）更新申請

認定機器が、認定の期間である５年間（防犯カメラ、デジタルレコーダの場合）が過ぎ、認定を継続する場合

＊資格と機器の審査も同時に実施することになります。資格・機器の同時申請をお願いします。

（6）その他（届出など）

①資格・機器申請時書類の軽微変更届け

（例）・ISO の認定期限が切れ、再取得した等

・申請書の押印者、窓口担当者が変更になった時

・拠点の TEL、住所、社名変更があった時

・生産工場を A 工場から B 工場へ変更した時（A・B 両工場とも資格審査取得済み）

②生産中止などで認定機器の「供給中止・休止」を行う場合

③その他

２．申請の種類と資格審査・機器審査との関係

資格審査・機器審査		申請種類			
		新規申請	ｼﾘｰｽﾞ申請	変更申請	更新申請
資格審査	未審査	○	－	－	－
	審査済み	－	－	○(注 3)	○
機器審査	未認定	○(注 1)	○(注 2)	－	－
	認定済み	－	－	○(注 3)	○

注１：新規機器申請において資格審査が済みの場合は機器申請のみで可

注２：ｼﾘｰｽﾞ機器申請において新規資格、機器主型式と同時に申請の場合は同時申請可（資格審査済みであれば新規機器主型式との同時申請可）

注３：変更申請は変更事由生じた対象審査項目のみで可。追加変更時も準じます

＊ＯＥＭ関連は上記表に準じます。

＊“－”の箇所は非該当を示します。

３．料金

（1）新規申請、OEM 先申請、OEM 元申請の場合（機器審査料金は１型式あたり単価）

		正会員 A	正会員 B	正会員 C	準会員	非会員
資格審査料金		150,000	270,000	360,000	420,000	450,000
機器審査料金	防犯カメラ	68,000	68,000	68,000	68,000	68,000
	デジタルレコーダ	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000

＊複数事業所を同時申請する場合は、複数であっても上記１事業所の審査料金と同一とします。

（2）シリーズ申請の場合（1型式あたり単価）

		正会員 A	正会員 B	正会員 C	準会員	非会員
資格審査料金		0	0	0	0	0
機器審査料金	防犯カメラ	44,000	44,000	44,000	44,000	44,000
	デジタルレコーダ	64,000	64,000	64,000	64,000	64,000

注）OEM 関連のシリーズ申請の場合、「資格審査」を実施します。資格審査料金は「新規申請」と同様です。

（3）変更申請

①-1 資格者変更（1事業所当たり単価）

	正会員 A	正会員 B	正会員 C	準会員	非会員
資格審査料金	100,000	180,000	240,000	280,000	300,000

①-2 審査作業量を勘案し、追加的な変更と思われるものについては、下記新料金を適用します。

	正会員 A	正会員 B	正会員 C	準会員	非会員
資格審査料金	50,000	90,000	120,000	140,000	150,000

②-1 機器変更（1型式当たり単価）

		正会員 A	正会員 B	正会員 C	準会員	非会員
機器審査料金	防犯カメラ	52,000				
	デジタルレコーダ	76,000				

②-2 防犯カメラにおける「交換レンズ」、デジタルレコーダにおける「外付け HDD」などの組合せ構成部品の追加変更については下記料金を適用します。

		正会員 A	正会員 B	正会員 C	準会員	非会員
機器審査料金	防犯カメラ	レンズ 1 個　26,000 同時申請で複数台ある場合は n 個×@5,000 を加算				
	デジタルレコーダ	外付け HDD 1 台　38,000 同時申請で複数台ある場合は n 個×@5,000 を加算				

（4）更新申請（1事業所、1型式当たり単価）

		正会員 A	正会員 B	正会員 C	準会員	非会員
資格審査料金		100,000	180,000	240,000	280,000	300,000
機器審査料金	防犯カメラ	52,000	52,000	52,000	52,000	52,000
	デジタルレコーダ	76,000	76,000	76,000	76,000	76,000

（５）その他

①優良防犯機器認定証明書発行料：会員 10,000 円/１機種、非会員 15,000 円/１枚

②優良防犯機器認定証再発行料　：会員 5,000 円/1 枚、非会員　7,500 円/１枚

③その他

・軽微変更届、供給中止・休止申請などは料金不要です。

・申請料、RBSS マーク使用料、ホームページ掲載料は機器審査料金に含みます。

以上

【改訂履歴】改正・改訂･追加･訂正･削除などの履歴

(1)　2009.4.9 改正

・“1.(3) 変更申請”において、特に追加的な変更として新料金を設定した。

・“2. 申請の種類と資格審査・機器審査との関係”の表を判り易くした。

・その他、誤植等を訂正した。